

学生主事	学生課長	課長補佐	係長	係員

学級担任

アルバイト許可願（夏季休業）

令和 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

学科 学年  
氏名  
年 月 日生

下記のとおりアルバイトをしたいので、ご許可くださるようお願いいたします。

1 事業の種類（業務内容・勤務時間）

2 事業主（会社名・店舗名等）

3 事業所の所在地・連絡先

TEL（ - - ）

4 本人の住所・連絡先

TEL（ - - ）

5 期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

6 新型コロナウイルスワクチン接種

（1回目： 年 月 日、2回目： 年 月 日、接種場所： ）

※業務内容が飲食を伴う場合のみ記載してください。

上記のアルバイトに同意します。なお、就労中におこった事故については、保護者において、一切の責任を負い、学校当局にご迷惑をかけないことを約します。

また、保護者の責任のもと、新型コロナ対策「感染回避行動」をあらゆる場面で実践し、毎日の健康管理を怠らないことを約します。また、アルバイト先の新型コロナウイルス対策マニュアルに従い、感染予防に努めます。

令和 年 月 日

保護者 氏名（記名押印又は署名）

裏面も参照すること

アルバイト許可書

弓削商船高等専門学校

学科 学年

氏名

年 月 日生

上記の者が

のアルバイトをすることについて許可したことを証明する。

令和 年 月 日

弓削商船高等専門学校長

【アルバイトの許可について】

- ・ 緊急事態宣言が出ている地域及びそれに準ずる通達が出ている地域、コロナ感染拡大防止を目的として自治体からなにがしかの自粛要請が出ている地域は認めない。
- ・ それ以外の地域については、自宅から日帰りで通勤できる範囲とする（宿泊を伴うアルバイトは認めない）。
- ・ 職種は、飲食を伴うもの以外とする。  
但し、新型コロナウイルスワクチン接種後、十分な免疫ができた学生のみ保護者の監督責任のもと飲食を伴う業務内容のアルバイトを認める（ファイザー社：7日程度、モデルナ社：14日）。
- ・ 深夜（22時以降）のアルバイトは禁止とする（詳細は、学生主事に相談すること）。

【新型コロナ対策の基本となる「感染回避行動」】

- 1つ、うつらないよう自己防衛
- 2つ、うつさないよう周りに配慮
- 3つ、習慣化しよう3密回避

【学生便覧】学生心得より

(7) アルバイト

本来、学生は学業に専念すべきものであるから、原則としてアルバイトは許可しない。ただし、やむを得ない理由でアルバイトをする必要がある場合は「アルバイト許可願」(P.128)を学生支援係に提出すること。

- ① 学級担任教員とよく相談をして「アルバイト許可願」を提出すること。
- ② 長期休暇中にアルバイトをする場合は、休暇に入る前に、あらかじめ「アルバイト許可願」を提出すること。
- ③ 次のようなアルバイトは許可しない。
  - ア 深夜業
  - イ 風俗営業に類する業務
  - ウ 危険または有害な業務
  - エ その他学生として好ましくない業務